

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 宿日直の非課税限度額の改正

Q：宿直料、日直料の非課税限度額が変更になったそうですが、詳細を教えてください。

A：平成7年1月1日以後に支給される宿直料、日直料についての非課税限度額が、従来の3200円から3300円に引き上げられました。

今回の措置によって宿直料、日直料は、一回の勤務につき支給される金額のうち、3300円までは所得税が課税されないこととなりました。

ただし、警備員のような宿日直を本来の業務とする場合、宿日直勤務をしたことにより代休が与えられる場合、宿日直料が通常の給与にスライドするよう定められている場合等についてはこの規定は適用されず、その全額が課税の対象になります。

また、宿日直に伴い食事を支給する場合はその食費を宿直料、日直料の非課税限度額から控除することになります。

例えば、1000円の食事を支給した場合には3300円から1000円を差し引いた2200円までが非課税になります。したがって、宿直料を、3000円支給しているような場合には3000円から2200円を差し引いた800円に対して所得税が課されます。

宿日直に対する食事の支給自体が、所得税の規定ではもともと非課税になっていますので宿日直の非課税限度額を計算するにあたっては食事代を控除するのです。

